

研究基盤整備・有効活用推進ポリシー

令和2年11月1日 制定

本学の共通の資産である研究設備・機器等研究基盤の整備及び有効活用やそれを利用した受託分析事業等を戦略的に推進するために、以下のとおり「研究基盤整備・有効活用推進ポリシー」を定める。

- 1 大学全体の研究力向上を目指して、研究担当理事のリーダーシップに基づき、計画的・戦略的に大型の研究機器の整備計画を策定し、研究基盤の整備を推進する。
- 2 本学に新たに導入する研究設備・機器は、原則として共同利用とする。
- 3 学内の研究設備・機器は、大学の共通資産であり、これらを活用することで卓越した研究のアウトカムを生み出し、ひいては、研究力の向上を達成することができるとの共通認識のもと、既存研究設備・機器の共用化を促進する。
- 4 共用設備・機器の維持管理費は、受益者負担の考えを原則としつつ、大学全体で予算を確保する。
- 5 自然生命科学研究支援センター設備・技術サポート推進室（以下「推進室」という。）を中核組織として、共用設備・機器の効率的な運用に資するための仕組み・体制を構築する。
- 6 若手研究者にとって共用設備・機器を利用しやすい環境を整備する。
- 7 推進室において、ワンストップサービスによる受託分析の仕組みを構築し、これを推進する。
- 8 推進室が中心となり、共用設備・機器の学外利用（産業利用を含む。）を推進する。
- 9 共用設備・機器の維持・管理を行う高度で専門的な知識・技術を有する技術人材を組織的に育成する仕組みを構築する。
- 10 共用設備・機器を利用した専門的知識・技術を持った人材を養成する。